

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） それでは、総務常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案2件、請願1件について、6月26日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、経過と結果を報告します。

まず、第54号議案 豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてであります。

執行部から、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症に位置づけられたことに伴い、新型コロナウイルス感染症患者等に対して作業を行った場合における職員の特殊勤務手当を廃止したいので、議会の議決をお願いするものですとの説明がありました。

委員から、主に消防職員を対象にしたものだとしているが、5類感染症に移行してから新型コロナウイルス感染症患者から119番通報があった場合、今までとの対応の違いはあるのかとの質疑があり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も感染症全般に対する対策としては基本的に変わりがないことから、これまでと同様に現場での活動に当たっていますとの答弁がありました。

また、委員から、感染症等の患者への対応はこれまでと同様に行うのに手当だけでなくすることについて問題はないのかとの質疑があり、人事院の規則も国の5類移行に合わせて手当の支給を廃止しています。人事委員会を持たない市の職員も国の規定に準ずるという観点から、支給をしないことに決めていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第55号議案 豊後大野市火災予防条例の一部改正についてであります。

執行部から、本議案については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、議会の議決をお願いするものです。

急速充電設備は、電圧を変圧し、電気自動車等に効率よく充電できる設備です。豊後大野市火災予防条例第11条の2において、現行では電気自動車等に規定されているのは自動車または原動機付自転車となっています。また、全出力が200キロワットを超える大出力の急速充電設備は、変電設備として取り扱われています。

改正案では、急速充電設備は電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることとし、充電対象は電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものとしています。また、出力の上限が撤廃され、全出力が20キロワットを超える設備を急速充電設備として、必要な措置を講ずる改正となっていますとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

最後に、請願受理番号8号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書であります。

紹介議員から、この請願は、各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるための意見書です。政府の予算編成スケジュールですが、6月にいわゆる骨太の

方針等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省、総務省間の協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画が作成されることとなります。そのため、政府の予算編成のスケジュールに合わせて、この意見書を提出するものですとの説明がありました。

委員から、この意見書は毎年提出されているが、その後の結果がどうなっているのか全く分からない。去年までの結果の報告をお願いしたいとの質疑があり、紹介議員から、詳細な資料等が今、手元にないため、後日お伝えしたいと思いますが、実際、この意見書に対する効果はあったと聞いていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会発議で提出することにいたしました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査について、その経過と結果の報告を終わります。

令和5年第3回定例会（9月） 9月1日

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） 総務常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る7月24日に山梨県笛吹市、同月25日に静岡県伊東市において、総務常任委員会5名で行政視察を行いました。

まず、山梨県笛吹市ですが、甲府市と隣接し、甲府盆地の東寄りに位置し、中央部を西に向かって笛吹川が流れています。平成16年10月12日に5町1村が合併し、公募で笛吹市に市名が決定しました。また、平成18年8月1日には芦川村を編入し、結果的には5町2村が合併した豊後大野市と同様の市制となっています。現在、人口6万7,464人、世帯数3万4,587世帯、市の面積は201.92平方キロメートルで、産業は生産量日本一となった桃とブドウをはじめとする果樹栽培と石和・春日居を中心とする温泉を生かした観光が基幹産業となっています。

今回の調査項目であるふるさと納税の取組について、寄附金額が令和元年度で2億3,978万円であったのが、翌年には14億1,606万円に、令和4年度には31億6,301万円と急激な増額となっています。要因について考えられることの5項目について担当者から説明がありました。

1、ふるさと納税の担当者を2人配置した。2、楽天ふるさと納税の利用を開始した。3、全国的に人気の高いシャインマスカットや桃の数量を増やした。4、年間を通して提供できるワイン、米、精肉などの品を増やした。5、フルーツの先行予約を開始した。以上、令和2年度から実施している項目です。

また、返礼品の人気は、1位はシャインマスカットで13万8,500件、2位は桃で5万件、3位は桔梗屋信玄餅などのお菓子類で6,400件、4位はワインで5,800件、5位がシャインマスカットを除くブドウで5,100件などとなっており、フルーツが全体の約9割を占めております。寄附者の居住地割合は、関東が52.9%、関西が16.8%、中部が14.9%などとなっており、地理的条件のよさもありますが、返礼品の充実と輸送費で優位に立っていると言えます。

さらに、ふるさと納税の寄附額が増加したことにより、市全体の基金残高も増え、平成28年度から令和3年度にかけて33億円増額しております。また、市債残高は、同様の年度で93億円減少しています。

このように、ふるさと納税は自治体の財源確保につながり、地元産業の活性化、市のPRにも一役買っています。

取組の問題点としては、返礼品提供事業者として登録を希望する事業者が増加しており、事務量が増えている。また、市内に事業所等を持たない事業者の参入が増えており、確認やコミュニケーションが取りづらくなっているといった本市にとっては羨ましいような悩みがあるようです。

今後の課題としては、総務省の告示で、令和5年10月1日から経費を5割以内に抑える必要があること、また、限られた職員数と人事異動による影響を受けない体制づくりが上げられ、本市も同様であると感じたところです。

続きまして、静岡県伊東市の報告です。

伊東市は、天城連峰を背にして、伊豆半島の東に位置し、相模湾に面しています。現在、人口6万5,758人、世帯数3万5,704世帯、市の面積は124.1平方キロメートルで、第3次産業が就業人口の84%を占め、温泉街、宿泊施設、テーマパーク、飲食店、土産物店が多く立地しています。

今回の調査項目である移住定住促進の取組については、静岡県が積極的に推進しており、2022年全国の移住希望地ランキングにおいて、全ての年代から人気が高かった静岡県が3年連続で1位となっています。伊東市の移住者数は、2022年に113人となり、静岡県内6位でした。また、移住者の転入元は、113人中、東京都の47人を筆頭に合わせて94人が関東地方の方で、東京都心から移動時間約2時間と地理的条件のよさがうかがえます。しかし、条件がよいからといって手をこまねているわけではなく、静岡県が主催している静岡まるごと移住・就業フェア等への出展（東京有楽町の東京交通会館で本年度は2度開催予定）にも積極的に参加しています。

伊東市の移住定住策としては、まず初めに、①移住定住サイト、移住相談会、セミナーを通じて伊東を知ってもらう。次に、②現地ナビゲート、お試し移住補助金、移住体験ツアーで訪れてもらう。そして、③移住就業支援金、はじめよう I T O 新生活応援事業、利子補給金と現実的な施策によって移住に結びつけています。個別具体的な施策として、現地ナビゲート事業では、移住検討者の要望に応じてオーダーメイドの現地案内を実施、昨年度は46件で、お客様満足度97%です。移住促進担当の地域おこし協力隊による移住相談対応、コラムやSNSによる情報発信、移住イベントの企画、移住体験ツアーの開催等もあります。

また、「はじめよう I T O 新生活応援事業」の制度概要は、移住を希望する方のうち、専門資格を有し、市内の保健・医療・福祉・介護・保育関連の事業所に就業される方に補助金を交付する。移住した日において40歳未満であること、新規雇用であることなどの条件はあります。補助金額は、①公的機関からの奨学金返還支援（月額2万円を上限に最大120月補助）、②家賃支援（月額2万5,000円を上限に最大60月）、③結婚支援（本制度を利用して移住し、移住後5年以内に結婚された方に10万円）、④定住継続支援（本制度を利用して移住し、移住後5年間を経過した方に10万円）と結構な大盤振る舞いで、担当者も少しやり過ぎかなと思っているようでした。

課題としては、①生産年齢人口の就業場所の不足、②医療環境の充実、③鉄道・バスなどの交通の利便性、④教育環境、子育て環境の充実を上げていました。

このように伊東市ならではの取組があり、本市でも独自の取組を模索する必要があると思います。具体的には、ターゲットを九州の都市圏に絞るといったような施策も一つの方法ではないかと思いました。

結びに、両市の担当職員の方に共通していたことは、事業に対して責任と自信を持って取り組んでいるということでした。笛吹市、伊東市の皆様には懇切丁寧なご説明をいただき、改めて感謝申し上げます。

以上で総務常任委員会の行政視察の報告を終わります。

令和5年第3回定例会（9月） 9月29日

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） それでは、総務常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案4件、請願2件について、9月15日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、経過と結果を報告します。

まず、第64号議案 豊後大野市火災予防条例の一部改正についてであります。

執行部から、本議案については、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、議会の議決をお願いするものです。現行の対象火気省令での蓄電池設備に係る基準は、主に開放型鉛蓄電池設備を想定したものであり、リチウムイオン蓄電池設備など新たな種別の蓄電池設備や、現在普及している蓄電池設備のさらなる大容量化などに対応するため、この案を提出するものですとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定いたしました。

次に、第66号議案 工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、本議案については、エイトピアおおのの設備改修工事に係る契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものです。契約の目的は令和5年度分、総合文化センター舞台照明、音響設備等改修工事で、契約の方法は要件設定型一般競争入札の総合評価落札方式、契約金額は9億8,780万円、契約の相手方は山村電設・佐伯電業社特定建設工事共同企業体ですとの説明がありました。

委員から、総合評価落札方式で、技術評価点が110点となっているが、その点数が最高でそれより上がることはないのかとの質疑があり、技術評価点については、標準点が100点で、そこから10点分の上乗せ余地があり、110点が最高点となっています。つまり100から110点の間が技術評価点の範囲となっていますとの答弁がありました。

また、委員から、その技術評価点がどのように影響して入札が決まるのかとの質疑があり、技術評価点を入札価格で除することにより評価値を算出し、その評価値の一番高いところが落札者になりますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、第67号議案 財産の取得についてであります。

執行部から、車両更新計画に基づき、消防団詰所に配備している消防ポンプ自動車を更新したいので、この議案を提出するものです。購入物件は消防ポンプ自動車で、契約の相手方は大分市の新日本消防設備株式会社、契約の方法については指名競争入札で、購入金額は2,061万4,000円ですとの説明がありました。

委員から、指名競争入札に何者の入札があったのかについて質疑があり、指名8者のうち3者の入札がありましたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、第68号議案 財産の無償譲渡についてであります。

執行部から、本議案については、NPO法人「元気・なかま」から障がいのある子供を支援することを目的とした放課後デイサービス等を実施するために、現在、犬飼支所が車庫及び倉庫として使用している建物を活用したいとの要望があったことから、当該法人に

無償で譲渡したいので、議会の議決をお願いするものですとの説明がありました。

委員から、建屋の譲渡ということだが、譲渡先の団体が使用しなくなった場合は、その団体が全部始末をするのかとの質疑があり、そのとおりですとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、請願受理番号12号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書であります。

紹介議員から、この請願について、インボイス制度の導入は消費税を全ての業者が納税するという狙いがあり、事業売上げが発生すれば、赤字であっても、生活が苦しくても納税しなければならない仕組みになっています。この制度はメリットよりもデメリットのほうが大きいと実感しており、コロナ明けということもあるため、もう少し先延ばしでいいのではないかと思いますとの説明がありました。

委員から、消費税を納入していない人がいる現状を是正するための制度であり、不公平感を払拭するためのものでもある、また、この制度は何年も前から言われていて、来月から始まるのに、なぜ今のタイミングで請願を出すのかとの質疑があり、紹介議員から、6月に出す予定でしたが、情勢を見ながらということでこのタイミングになりましたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、不採択すべきものとして決定しました。

最後に、請願受理番号13号 健康保険証を廃止しないように求める意見書を政府に送付することを求める請願書であります。

紹介議員から、この請願については、健康保険証を廃止することは、事実上マイナンバーカードの取得を強要することとなります。そもそも現行の健康保険証を使用した受診について大きな問題が発生しているわけではなく、廃止しなければいけない理由はありませんとの説明がありました。

委員から、DXの推進等の必要性は感じていないのか、また、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一体化するのは、健康保険証の不正利用防止も目的の一つとしてあるが、考えを伺うとの質疑があり、紹介議員から、不正利用を抑制する効果があるのは分かりますが、それでもデメリットのほうが大きいというのが私の意見ですとの答弁がありました。

慎重審査の結果、不採択すべきものとして決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査について、その経過と結果の報告を終わります。

続きまして、事務事業評価の報告をいたします。

総務常任委員会では、9月15日と19日の2日間で、昨年度実施されたふるさと応援寄附金事業、関係人口創出事業の2つの事業を評価いたしました。

まず、ふるさと応援寄附金事業についてであります。

この事業の目的は、市外の方から広く寄附金を募集し、応援してもらうことにより、財源を確保し各種事業を実施する。また、返礼品の周知を通じて本市の魅力を発信し、地元特産品のPR及び地域経済の活性化を図るというものであります。

この事業の昨年度の概要は、インターネット上のふるさと納税ポータルサイトを複数開設し、寄附の受付、返礼品の配送を行っており、その運営・管理を中間委託事業者へ委託

している。また、返礼品の充実や新規提供事業者の開拓を随時実施、併せて寄附金受領証明書の発送やワンストップ特例事務等を行っているとのことでありました。

総務常任委員会として、この事業結果に対する評価は、Dの問題があるとしました。

問題点として、成果目標に対する実績については、事業所数、返礼品数が増加しているにもかかわらず、寄附額は令和2年度をピークに減少している。対策が行われているか疑問であるなどの指摘がありました。

そこで、この事業の方向性は、1の拡充としました。

市の活性化にもつながる事業であるため、担当職員が先進地視察に行くなどして、意識を変えて取り組むべきである。企業版ふるさと納税にも力を入れるとともに、職員の増員、返礼品の見直し、広告宣伝の方法等、抜本的な見直しを検討することを求めることとしました。

次に、関係人口創出事業についてであります。

この事業の目的は、関係人口交流拠点施設の運営を行う指定管理者と連携しながら、テレワークや交流が行える多機能型スペースを提供する。都市住民などの多様な人材と地域内人材との融合により、新たなビジネスを生み出していくローカルベンチャーの立ち上げを支援する。また、関係人口の創出等により地域を支える人材を確保するといった新たな地域づくりの仕組みを構築するというものであります。

この事業の昨年度の概要は、拠点施設の管理運営を行う指定管理者と連携し、都市住民と本市の人や地域との深いつながりを築きながら、二拠点居住やテレワークなど、4つの事業コンテンツを連動させたプラットフォームの構築事業に取り組んだ。また、地域外から地域を支える人材マッチングサイト「ボラホリぶんごおおの」を立ち上げ、関係人口の創出及び拡大に取り組んだとのことであります。

総務常任委員会として、この事業結果に対する評価は、Cのおおむね適正としました。

問題点としては、関係人口交流拠点施設の利用者数を増加させるための対策が十分とは言えず、市民からは何をしているのか見えづらい。ボラホリぶんごおおのの周知、活用に力を入れる必要があるなどの意見がありました。

そこで、この事業の方向性は、3の改善としました。

関係人口交流拠点施設の活用方法をさらに工夫し、住民との理解を深めながら移住定住に成果を出してもらいたい。K P I（重要業績評価指標）の見直しも検討しながら、二拠点居住やテレワークを通じて関係人口の創出に力を入れ、少子高齢化が進む市の今後を見据えた取り組みを進めることを望むこととしました。

以上で、議会版事務事業評価、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

令和5年第4回定例会（12月） 12月20日

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） それでは、総務常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案6件について、12月14日に委員会を開催し、委員5名出席の下、審査を行いましたので、経過と結果を報告します。

まず、第75号議案 豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から、令和5年の人事院勧告、大分県の人事委員会の勧告に係る国や県の職員の給与改定、そして県内の他の市町村の給与改定の状況を踏まえ、職員の給与を改定したいので、議会の議決をお願いするものです。条例の第1条は、職員及び暫定再任用短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当の支給割合を改めるもので、期末手当については、職員は現行の100分の120を100分の125に、暫定再任用短時間勤務職員は100分の67.5を100分の70に改定するものです。それから、勤勉手当については、職員は現行の100分の100を100分の105に、暫定再任用短時間勤務職員は100分の47.5を100分の50に改定するものです。また、第2条は、令和6年の職員及び暫定再任用短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当の支給割合を改めるものになっていますとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第76号議案 豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第77号議案 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について及び第78号議案 豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3案件であります。本3案件は、内容に関連がありますので、会議規則第96条に基づき一括議題として審査を行いました。

執行部から、第76号議案について、第1条は、特別職の市長、副市長の期末手当の支給割合を100分の10引き上げて100分の175に改定し、令和5年の総支給月数を3.4月にするものです。また、第2条は、令和6年の期末手当の支給割合を100分の170とし、同年中の期末手当の総支給月数を令和5年と同様に3.4月にするものです。第1条は令和5年12月1日から適用し、第2条は令和6年4月1日から施行する内容になります。また、第77号議案、第78号議案についても同趣旨の改正内容になっていますとの説明がありました。

委員から、市長、副市長などの特別職や教育長は、現在、給与のカットはしているのか。しているのであれば内容を教えてほしいとの質疑があり、月例給の支給割合をカットしており、市長が10%、副市長5%、教育長が3%のカットとなっていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、3議案全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第79号議案 豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

執行部から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額を減額する必要があるため、この



条例改正案を提出するものです。出産被保険者の産前産後期間の保険税免除に関する届出については規定を定めています。免除を受けるためには、原則として世帯主が市に届け出る必要があります。市はそれに基づき母子健康手帳などでその事実を確認することになっています。なお、この産前産後期間の国民健康保険税免除の財源には全額公費が充てられ、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっていますとの説明がありました。

委員から、届出に関しては、マイナポータルからデジタルで申請ができるようになるのか。それとも紙の申請書で提出しなければいけないのかとの質疑があり、今のところ紙ベースの申請を考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、システム改修等で費用はかかるかもしれないが、できるだけ申請者の利便性も考え、デジタルでの届出もできるように検討してほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

最後に、第87号議案 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

執行部から、豊後大野市総合文化センターの指定管理者を指定することについて、豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理候補者として選定しましたので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものですとの説明がありました。

委員から、ケイミックスとは指定管理料について話をしているのかとの質疑があり、公募をした時点で総額7,400万円を限度額とした金額を提示しています。また、金額の内容については、ケイミックス側から収支計算書を出していただいておりますとの答弁がありました。

また、委員から、今後、大型の工事が実施されることにより、その期間は自主事業などができず、指定管理者の収入が減少する可能性があるが、営業補償はあるのかとの質疑があり、今回、工期が1月から7月までの間となっていますが、説明会の中で、その範囲は営業補償しない旨を説明していますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査について、その経過と結果の報告を終わります。